

定期報告書の提出について

定期報告書提出時期について

①建築物の場合

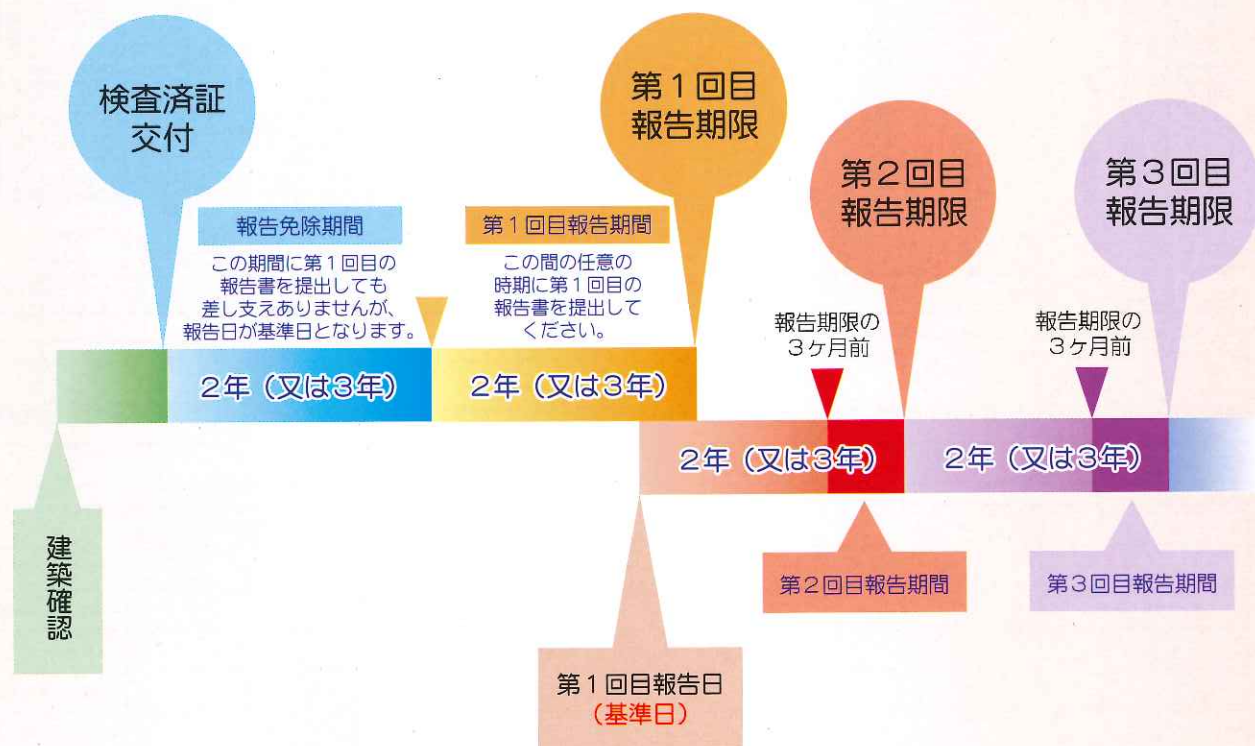
建築物については、各特定行政庁の建築基準法施行細則の規定で、2年又は3年に1回の報告となっています。

しかし、建築基準法施行規則第5条1条カッコ書の「直後の時期を除く」という規定から、検査済証の交付を受けた後の2年間又は3年間は報告義務はありません。

その次の2年又は3年の間が、第1回目の報告時期となり、第1回目の報告日を「基準日」とします。ただし、最初の2年又は3年を経過しないうちに第1回目の報告書を提出しても差し支えはありません。

②建築設備及び昇降機の場合

建築設備及び昇降機については、各特定行政庁の建築基準法施行細則の規定により、毎年1回の報告となっていますので、①の「2年又は3年」を「1年」と読み替えて適用します。



(注) この図解は、建築物の報告をする場合のもので、
建築設備及び昇降機の場合は「2年又は3年」を「1年」と読み替えます。
同様に、「報告期限の3ヶ月前」は「報告期限の1ヶ月前」となります。

③工作物（遊戯施設）の場合

工作物については、各特定行政庁の建築基準法施行細則により、次のように取り扱います。

- イ) 使用期間が連続して6月以内のものの場合……建築基準法施行規則第6条1条カッコ書の「直後の時期」は設置した年を指すものと解釈し、翌年の使用開始の日からその日前1月の間が第1回目の報告時期となります。
- ロ) イ以外のものの場合……「直後の時期」は、検査済証交付後最初の4月又は10月を指していると解釈し、従ってその次の4月又は10月が第1回目の報告時期となります。